

国労東海

国鉄労働組合
東海エリア本部
東京都港区新橋5-15-5
交通ビル4階
発行責任者 渡邊良成
編集責任者 高木 宏

駅無人化でサービス低下

4月1日、JR東海が飯田線4駅を無人化



ビラを読む利用者

突然の無人化提案

JR東海は4月1日、利用者、住民の要望を押し切り4駅の無人化を実施し、残る5駅については自治体が地元負担で駅員を配置することを決断しました。

国労は、サービスの低下につながる駅無人化反対し、ビラ配布や沿線自治体への要請、地域の労働組合と連携した行動を行ってきました。

JR東海は、昨年11月に飯田線の飯田地区と伊那地区の9駅の無人化を公表しました。無人化が実施されれば、同地区の30駅の内、有人駅(同社直轄管理)が2駅となるので、地元は無

した。

提案のあった、鼎駅や伊奈北駅周辺には高校があり定期券の購入が不便になり、また、鼎駅周辺には総合病院があり、高齢者の利用や車いすが利用できなくなるなどの問題が発生します。

駅無人化は、学生やお年寄り等の交通弱者のサービスの低下をはじめとして、駅の荒廃や駅前や地域全体の活気がなくなり、生活にも大きな影響を及ぼすことなどから、国労は一貫して反対の態度を取ってきました。

長野地本と共闘

飯田線は、豊橋などの東三河と佐久間などの三遠南信地区、飯田や伊奈などの伊奈地区の各地域を結ぶ重要な線区になって



北伊那駅前での宣伝行動

います。愛知県から静岡県、長野県に路線は伸びており、今回の廃止提案を受けた駅も長野県にあることから、名古屋地本が長野地本に対して、問題点の説明や統一行動の要請を行い、長野地本では県労組合会議などとともに行動を行うことを決定しました。

無人化反対で行動

1月17日、雪のちらつく中で長野地本と名古屋地本や上伊那地区労組会議と下伊那地区労組会議などが、伊那北駅前などで統一宣伝行動で通勤通学の利用者にビラ配布を行いました。

ビラは、長野、名古屋の両地本と長野県公共交通対策会議と三者連名によるもので、無人化対象の9駅を中心に組みま

利用者の足を守る

伊那北駅でビラを受けとった高校生達から、「定期券を最寄り駅で買えなくなるなんて、不便になって困る」「9駅も駅員さんがいなくなるのは心配」と不安の声が寄せられました。

また、伊那北駅と伊那市駅での宣伝行動には、地元の国労OBも参加しました。

国労東海本部は、毎年、利用者アンケートを取り組んできました。

多くの利用者からは、安全に関する意見や利便性に関する意見、駅等の設備に関する意見が寄せられています。

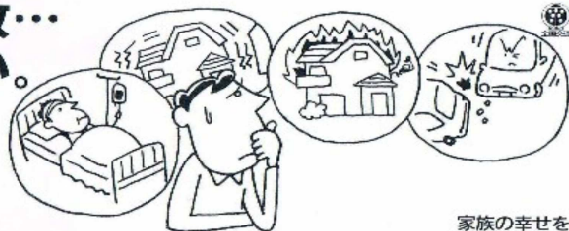
駅無人化は、利用者の声とは反対の方向にあります。

飯田線の駅無人化反対の闘いは、地方本部を超えて地域を巻き込んだ闘いに発展してきました。

JRがそれぞれの会社として分かれたましたが、利用者にとってはレールはつながっており、これからも地本や所属する会社を超えた闘いの展開が必要になっています。

入院、地震、火災、交通事故…一度も経験しない人はいない。

自分の身に起こってからでは遅いのが災害です。何事も備えあれば憂いなし。あなたや家族の幸せを自然災害や人災から守るために、しっかり組み合わせて幅広く保障します。



家族の幸せを災害から守る

火災共済/地震風水害共済/交通災害共済/生命共済/入院共済

契約引当金種別：東海衛生生命保険株式会社

貨物・社長『賃金抑制』発言

会社に緊急申し入れ

JR貨物会社・田村修二社長は、先月、会社幹部及び各現場長・指定職社員に対して行った事業計画の説明で「賃金の抑制に踏み切る」と述べました。極めて一方的なルールを無視した社長発言に対して国労は抗議の緊急の申し入れを行いました。

ルール無視の行動

貨物会社は3月に行われた事業計画等の説明において、「経営改革に向けて」と題する会社の資料を配布しました。そこには、「借金を返済する利益を上げるのが不可欠です。問題を先送りすれば状況が急速に悪化し、取り返しのつかないことになるのが目に見えています。そ



13春闘集会で決意表明する貨物協眞田議長

れに気付いた今こそ、ただちに改革に着手しなければなりません」とし、「鉄道貨物輸送を将来にわたって継続・発展・進化させて行くために、平成25年度の事業計画を作成するにあたり、賃金の減額に踏み切る」といいたしました」として、最後に「ご理解をいただきたいと思えます」としています。労働組合にも一切説明のな

国労本部と東海本部は抗議の申し入れ

いまま、これらのことが行われませんでした。

国労本部は、4月2日に田村社長の「賃金抑制発言」などの行為に対する抗議の緊急申し入れを行いました。

申し入れでは、『労働組合に何ら説明もせず、一方的な発言であり、労使関係労働協約の第一条、「労働協約の目的」にある「信義誠実の原則」に反する行為であり到底容認できないこと』、『仮に賃金の抑制策が実施されるとすれば労働条件の不利益変更に該当するものであり、労働契約法第9条に抵触し、最高裁判決が示す違法な措置であること』を中心とした内容で、労働組合を無視した一方的な発言と態度に対して謝罪を求め、発言に至る経過と背景について説明責任を直接社長に求めたものです。

関係する労働契約法9・10条 (就業規則による労働契約の内容の変更)

第九条 使用者は、労働者と合意することなく、就業規則を変更することにより、労働者の不利益に労働契約の内容である労働条件を変更することはできない。ただし、次条(第十条)の場合は、この限りでない。

第十条 使用者が就業規則の変更により労働条件を変更する場合において、変更後の就業規則を労働者に周知させ、かつ、就業規則の変更が、労働者の受ける不利益の程度、労働条件の変更の必要性、変更後の就業規則の内容の相当性、労働組合等との交渉の状況その他の就業規則の変更に係る事情に照らして合理的なものであるときは、労働契約の内容である労働条件は、当該変更後の就業規則に定めるところによるものとする。

「賃金抑制」で赤字責任を押しつけるな

また、東海本部も4月9日に貨物東海支社に対して同様の申し入れを行い、問題の解決を図るように求めています。

貨物会社は、鉄道部門での赤字が続いています。この赤字は、貨物会社の構造矛盾などから発生しているものも多く、構造矛盾に対して国労は以前から指摘し、国交省や国会議員に対しての要請行動等を行ってきました。赤字の解消は、構造矛盾の解決とは切り離せないものであるにもかかわらず、そこには一切触れずに、「賃金抑制」で社員や家族に赤字の責任を押しつけようとしています。



13春闘集會に参加した組合員

14年連続のペアゼロ、低く抑えられた期末手当、そして「賃金抑制」発言です。このままでは、社員の士気は低下し、大事故につながる恐れもあります。今こそ、すべての社員と家族が「賃金抑制」に反対の声をあげることが大切です。

「がん」の保障 <生きるためのがん保険Days(デイズ)>
Afiac
生きるためのがん保険DAYS(デイズ)スタンダードプラン
保険期間:終身(抗がん剤治療特約は10年更新) 契約年齢:0歳~80歳、スタンダードプラン 入院給付金日額10,000円の場合
初めて診断確定されたとき がんの場合 一時金として 100万円
がんの場合 一時金として 10万円
入院したとき 入院給付金 1日につき 10,000円
入院したとき 入院給付金 1日につき 10,000円
手術したとき 手術治療給付金 1回につき 20万円
手術したとき 手術治療給付金 1回につき 20万円
放射線治療を受けたとき 放射線治療給付金 1回につき 20万円
放射線治療を受けたとき 放射線治療給付金 1回につき 20万円
抗がん剤治療を受けたとき 抗がん剤治療を受けた月ごとに 10万円 (すべての保険期間を通じて通算600万円まで)
抗がん剤治療を受けたとき 抗がん剤治療給付金 1カ月 5万円
乳がん・前立腺がんのホルモン療法を受けたとき 1カ月
プレミアムサポート 訪問面談サービスと専門医紹介 (このサービスは、株式会社 法研が提供するサービスです)
詳しくは、パンフレット(要約要旨)をご覧ください。